慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジャン=ジャック・ルソーによる「国際法」理論構築の試みとその挫 折(二) : 啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして
Sub Title	La notion de "droit des gens" Chez JJ. Rousseau (2)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.9 (2004. 9) ,p.45- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-20040928-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第

章

国際法理論史研究におけるルソーの位置付け:

「負の

国際法意識」

ジャン゠ジャック・ルソーによる

「国際法」 理論構築の試みとその挫折(二)

啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして――

石 欽 口

明

序論 問題の所在:国家理論の国際関係・国際法への適用にお ける問題点

第二章 ルソーの国家構成理論と国家間関係

ルソーの「国家」構成理論の特色

(b) 国家の設立目的とその構成員 ルソーの「主権」観念の特質

国家の規模を巡る問題と国際分業・相互依存の否定がも たらす矛盾

国家の規模

(b) 経済体制・政策:国際分業・相互依存の否定 -------(以上七七巻八号)

第三章

ルソーの理論における「国際法_

(-)ルソーの「法」概念:「国際法」 の排除

国家間関係における「自然法」 国家間関係の発生と「自然状態

「自然法」の存否を巡る問題

(a) (b)

'実定国際法」への直接的言及:国際法の存在は否定さ 国家間関係における自然法の存在可能性

.......(以上本号)

れるのか

「欧州」の特殊性

第四章

ルソーの理論における「欧州国際法」

欧州諸国間のシステム:「勢力均衡」と「囯家連合」

De lege lata としての「勢力均衡

De lege ferendaとしての「国家連合」 ルソーの「戦争」及び「戦争法」観念:「国際法」

第五章

(b) (a)

ح

して理解可能

 (Ξ) (Ξ) (-)ルソーの ルソーの「戦争」観念 「戦争法」観念

評価

(二)

「孤独な散歩者」の近代国際法学上の地位

(以上七七巻十一号)

(以上七七巻十号)

ルソーの論証方法:方法論的矛盾 ルソーの論証方法と理論的問題点

理論的問題点:「一般意志

ルソーの「法」 概念:「国際法」の排除 それらの断片的な記述を総合的に理解するためには、

されよう。そこで本章では先ず、彼の「法」概念について検討を加えることとしたい。

残していないものの、

本稿「序論」で述べたように「国際法的」理論は様々な箇所で展開されている。

概念を検討する。

彼は国際法のみを研究対象とした著述を

そして、

彼の「国際法的」理論を支える諸概念を知ることが必要と

本章では、ルソーの「国際法」(le droit des gens)

第三章

ルソーの理論における「国際法」

表現され得るものに触れておきたい。この問題を考える場合に、我々は彼の次の言葉に着目すべきであろう。

ルソーの「法」概念を考察するにあたり、第一にルソーが考える法の「妥当根拠」乃至は「正統性の根拠」

ع

を強制される」([0]n le forcera d'être libre)ということを意味する。なぜならば、 約束のみが他の全て[の約束]に効力を付与する」のである。このことはまさに、 体により[服従するよう]強制されるとの約束(engagement)を、 「社会契約を空虚な書式集としないために」、「誰であれ一般意志への服従を拒絶する者は、 当該契約は黙示的に含む。」そして、「この 自由こそが「市民の約束を正 人が 「自由な存在であること 団体 (le Corps) 全 類を試みている。

当なものとする唯一の条件」だからである。(啜) つつ、構成員の自由を法自体の妥当根拠乃至は正当性の唯一の条件とするという思想が表明されている。そして、(⒀) 法の正当性の根拠が社会 (国家) 構成員の自由 に置かれてい る。 つまり、「一般意志」 を基礎とし

この考えに基づく彼の法概念の本質が表明されていると思われるのが次の一節である。 「或る人民全体がその人民全体に関する立法を行うときには、人民は自分自身のみを考えているのである。

して、その場合に或る関係が形成されるならば、それは、

何ら全体の分割を伴うことなく、或る見方の下での対

そ

志と同様に一般的である。この行為(acte)こそが、わたしが法(loi)と呼ぶものなのである。 象全体から別の見方の下での対象全体に対する関係である。その場合、立法の対象となる事項は、 ここで描かれている「法」概念は、法の正当な淵源と成立過程を問題としており、その意味で動態的であると 立法を行う意

ソーは、 いえる。 つまり、 静態的な法 ルソーにとって「法」とは、既に定立され存在する法 (実定法)概念も提示しており、規律対象となる事項との関係に応じて、次のように法の分 (実定法)を指すのでは な ٥ ۲ ۱ 但し、

(lois criminelles) である。そして最後のものであり且つルソーが最重要と考えるものが、「市民の心に刻まれ 体との関係」を規律する「市民法」(lois civiles)、第三に「違法行為の刑罰に対する関係」を規律する「刑法 ques)又は「基本法」(lois fondamentales)とする。第二に政治体の「構成員相互間の関係」又は 「国家の真の憲法を作成」し、「習慣(habitude)の力を権威の力と置換する」「習俗、 先ず、「全体の全体に対する関係、 又は主権者の国家に対する関係」を規律する法を「国制法」 慣習、そして特に世 「構成員と全 (lois

また、 立法権者及び法の受範者という点については、 次のように述べられている。 「法は、 本来、 社会的結合

である。 (12)

たい。

宛人の両者共に当該社会に「結合する者達」であり、「社会的紐帯」(le lien social)(単) は発生し得ないことになるのである。また、法の受範者との関連では更に『財政論』における次の一節に注目 の諸条件を規定することは、 (l'association civile) の条件以外の何ものでもない。法に服従する人民が、その作者でなければならない。 結合する者達のみに属する。」即ち、(⒀) ルソーにとって、 立法権 を共有しない者の間では法 の帰 属主体と法 の名

法のみに対してである。人々の間の自然的平等を強制的なものとするものは、全ての者の意思に基くこの有益 で行為しながら、各人がそれにより他者を害し得る自由という部分のみを喪失するとき人々はより自由であるというこ とのないよう教えるものは、この天の声である。」 (organe) である。 「命令を発する者が誰もおらず人々が服従すること、そして主人を有することなく人々が仕えること、 どのようにして起こり得るのであろうか。これらの奇跡は法の作品である。人々が正義と自由を負っているのは (昭) 公的理由に基く指針を各市民に命じ、各人に各人の判断の原理に従って行動し、 自己に矛盾するこ 明白

のである。 (16) ものであろうとも)人間を最も卑しむべき状態へと貶めるものである。法への従属のみが人間を最も自由とする という状態において存在する。 つまり、 ソーにとって法が発生し得る前提 人による人の支配は、 (社会的紐帯の存在)は、 それがいかなる形態によるものであれ 特定の個人や集団が他者を支配しない (いかに洗練された

において、 より重要な問題が存在する。 以上のように、 (及びその妥当根拠) を巡るものと考えられるが、国家対国家の関係においても妥当し得るのであろうか(E) 彼の 法 ルソーが論じた「法」 概念は近代的市民法を本質としていると評価可能である。 即ち、以上に見てきた「法」 は、 個人の自由意思に基づき自発的に形成されるものである。 理論は、 諸個人を単位とするものであり、 しかし、 本稿の主題との関連で 一見して国 その意味

であるが、仮に「一般意志」が国家構成原理の枠内でのみ構想されているものであるならば、 「法」として含まれていないことにより、 自然法」 いて「法」 に捉えるという立場の問題であれ、 これに対しては、 の観念に関する重要な論点でありながら、議論を留保してきた事項との関連があるように思われる。 を巡る諸問題である。 が存在する根拠自体が存在しないことになる筈である。 前述の法の形式的分類という観点からすれば、 そこで、次節以下では、 立法権者及び受範者の問題であれ、そこには 否定的判断を下さざるを得ない。 国家関係における自然法の適用可能性についての考察 国家間関係を規律する法 しかし、この点は、 また、ルソーによれば、 「一般意志」 これ (国際法) 国家間 が必要とされ までの 法を動態 の関係に ル の ソー 観 即 る お

という問題である

〕 国家間関係の発生と「自然状態」

を行うこととする。

い る。 [<u>2]</u> して敵同士ではない」としている。また、(ミロ) (スロ) 状態をも戦争状態をも構成するに足るだけの恒常的な接触を彼らの間で有して」 ル ソー つまり、 社会状態を形成する以前の自然状態における人間関係を「原始的独立の中で生きる人間社会状態を形成する以前の自然状態における人間関係を「原始的独立の中で生きる人間 ルソーが構想する自然状態はホッブズが提示した「万人の万人に対する戦争」 自然状態において人間は本来臆病で平和愛好的である旨も述べられ おらず、「彼らは自 (bellum 然的には [達は、 平

然状態に登場する人間の本性をどのように捉えたかという点での相異にあるものと思われる。(⑫) contra omnes) としての自然状態とは著しく異なるものである。そして、その相異が発生する原因は、 両 君が自

『不平等起源論』 それでは、政治体 において次のように論じられている。 (国家) 間関係はどのようなものとして理解されているのであろうか。この点については、

自然状態」

数の政治体 力に対抗するためにいかに自らの側も結び付く必要があったかは、 即ち、「たった一つの社会の成立が、 ルソーは、 から離脱するよう強制した諸々の不便」をそれらが感じたとしている。(逕) (les Corps politiques:国家)が、「それらの間で自然状態にとどまる」こと、そして「諸個人をそこ 一つの社会 (国家) の成立が他のすべての人による複数の社会の成立を誘発すると考えて いかに他のすべてのそれの成立を不可欠のものとし、結び付けられた 容易に理解される」のである。その上で、 複

の中で行われた」 政治体の形成へ向かうことになるのではないのであろうか。この疑問に対するルソーの解答は否定的である。 て「数世紀にわたり地球の全表面で犯された殺人よりも多くの殺人が」、 このような状態の中では、個々人の場合と同様に、「諸々の不便」を感じた政治体 諸個人の自然状態とは異なり、国家の自然状態においては、社会状態へ進むことなく、 旨が述べられるのである。 後者においては「たった一日 (国家) 前者の自然状態にお もまた、 さらなる の戦闘 即

同様の結論は、 『戦争状態』における次の議論でも導き出されている。

「自己保存を為すに十分ではあるが、それにも拘らずそれらの相互関係は個人間

国家は

っと緊密であるということを、我々は見出すであろう」とされる。その理由は、

人間の体格や寿命には限界があ

の関係よりもず

新たなる構成員を止むことなく求めるのである。 弱であると感じる。 適切な大きさは不確定である。 場合にはそうではないからである。 自己の外に 大地は人間が必要とする以上の恵みを与えてくれ、従って人間同士争う必要は殆どないのに対して、 [国境を超えて] 生活手段を探す必要がないとしても、 国家の安全保障と自己保存は、 国家は常に増大し得る。国家は自己より強大な他国家が存在する限り、 即ち、「国家は、人為的団体であって、何らの確定的限界も持たない。 何故ならば、人間の不平等には自然により設定された限界が存 自国が隣国よりも強大であることを要求する。」「仮に国家 国家はより一層安定した地位を自己に与える 国家 その が Ó

国家の大きさは純粋に相対的であり、 在するが、 |家に優位する強制的機関が存在しない中で、 社会の不平等は、 |が恒常的状態となると考えられるのである。 (図) 一つが他の全てを飲み込んでしまうまで、 周辺諸国との比較においてのみ、 自己の強大化と安全を求めて、 止むことなく成長し得るからである。(28) その国家の地位は決定される。 国家は成長する。 このため他国と そして、

0

戦争の存在

てい るか state of nature) (Ξ) 国家間 れ にはより悪いものとなる」とされる。 か ル ソー における確実性を見出すことなく、 るが、 に敵対的なものである。 の関係におい は、このようにして自然状態における人間対人間の関係においては そこでは「[自然状態と社会状態という] 区別が知られていなかった場合よりも、 が発生するのである。この国家間の自然状態は、人間対人間の関係における自然状態 ては戦争が常態化していることを認めている。 しかも、 何故ならば、「社会秩序と自然状態に同時に生きている我々は、 (後述の如く) 両者の各々の欠点に縛り付けられているから」である。 (音) 国家間関係においては各国家が自然的自由を享受するとされ つまりそこには 「戦争」 「新たな自然状態」 の存在を否定する一 我々の状況は実際 両者の よりもは new 何

d'État) ることによって、 国家は理性に基づき或る物事を判断し、行動するであろうか。これに関しては、 かしながら、 の問題をルソーがどのように扱ったかという点について見ることとしたい。 協同して相互に安全な状況を作り出すことが可能ではないのかという疑問である。 次のような疑問が生じ得る。 即ち、以上の如き状況を脱するために国家が「理性的 所謂 「国家理性」(la 果たして、 に 行動 raison ず

係に 旨を論ずる中で、 各国が自国の利益に従って条約の履行・破棄を決定することを理由として、条約に信頼を置くことは無益である 「国家理性」を巡るルソーの考察は必ずしも充分に展開されているとは言えないが、 おお て機能しない 彼は次のように付言しているからである。 ものと彼がみなしていることは確かである。 なぜならば、 『ポーランド 少なくともそれ 統治論』 が国 12 お 家間関 て

(w). 殆どない。それは、 ての知識が、 この 彼等が為すであろうことの予測を可能にするであろう。 [条約により得られる] 一大臣の、一未婚女性の、一寵臣の束の間の利益でしかない。それが如何なる人智も 利益が常に真のものであるとすれば、 それは真の利益に、 しかし、彼等を導くものが国家理性であることは 何を為すことが彼等の利益となるか 時には合致し、 時には反するものなので [国家の実際 べにつ

国家理 あり、 これに加えて、『戦争状態』においてルソーは次のようにも言う。「多数の著述家は、 活動しない国家は死体でしかない。」敢えて言うならば、国家は理性ではなく、情熱により行動するので(33) |性とは理性そのものであると論じてきた。」だが、真実は逆であって、「社会の本質はその構成員の活動に 政治体は情熱を有さず、

から為された社会状態の形成という構想の場合とは異なり、 0 に)権力のもとで社会状態を形成することは不可能となってしまうであろう。実際に、ルソーは、トルはいては、人間対人間のそれにおいて存在し得た「一般意志」形成の契機は存在せず、従って、 このように 「理性」は国家レベルでは機能せず、また、 先述のような戦争の常態化により、国家対国家の 国家を構成単位とする社会状態の構想へとは進 人間 諸国家が共通 の自然状態 きな 関係

おける「人民」を一つの政治体、即ち国家であるとすれば、 解されるから、 おいては、 評して、「人間対人間の関係では、我々は社会状態の中に生き、法に従属」し、「人民(peuple) V のである。 それでは、 各々が自然的自由を享受する」とした。「人間対人間」の関係における「社会状態」 ルソーが考察する国家間関係の中で、「法」 そこには 「一般意志」(そして主権)に基づく国内法が妥当する。また、「人民対人民」 は存在するのであろうか。 国家間関係において国家は自然的自由を有すること 彼は 人類 の は国 対人民の関係 置 か 家であると n た状 の関係に 況

ることとしたい。

妥当する法として「自然法」を構想することが可能となる。(図) になる。「自然的自由」を享受する状態が自然状態であるならば、 国家間関係は自然状態にあり、従ってそこに

下で自然法が若干の黙示的合意を通じて緩和された」というものである。つまり、国家間関係に存在する法は(commerce)を可能とし、また自然的憐憫の情 (la commisération naturelle) を補完するために、国際法の名 関係は自然状態であることを確認し、 関しては、 「緩和された自然法」である「国際法」ということになる。これはどのような「法」なのであろうか。 市民に共通の規則となったため「自然法は相異なる社会の間でのみ妥当するものとなり、 この点に関わる言及として、『不平等起源論』における次のような議論がある。 ルソーの自然法概念との関連でより慎重に論じられなければならない。 この「自然法」と「国際法」 の観念については、更に節をあらためて論ず 即ち、 ここでは差し当たり、 市民法 (le droit civil) そこでは、 この点に 玉

(三) 国家間関係における「自然法_

ル (a) 1 の理論における自然法の国家間関係 の存否を巡る問 への適用可能性を論ずるに当たり、 先ず彼の

概念につい

う。 て論ずる必要がある。 特に、 彼が説く自然状態へのその適用が我々の問題との関連においては重要となるであろ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

的」乃至「不道徳」ではない)状態であって、そこには道徳も義務も一切存在しない。それでは、「自然状態にお 存在しなかった」とルソーが考えていることである。(ધ) この点で問題となるのが、 自然状態における人々の相互関係には つまり、彼の説く自然状態は本質的に没道徳的 「如何なる種類の道徳関係 ŧ 確 かな義務 (「非道

とを支持する根拠が見出される。それらを幾つか挙げてみたい。

るを得ないこととなる。 いても妥当する法としての自然法」 による「法」の形式的分類にはそもそも「自然法」が含まれていないことを勘案すれば、否定的立場を採らざ 実際に、ルソーの記述中には、 は存在し得ないことになるのであろうか。これについては、 以上の他にも彼が自然法の存在を否定していたとするこ 先に触れ たル

自然状態におけるか社会状態におけるかを問わず、一定の人間対人間の関係を律する規範であるとするならば、(壁) その当事者全てに適用されるための共通性乃至普遍性が必要となる筈である。 第一の根拠は、 ルソーが「人類の普遍性」という概念を否定している点に求められる。「法」というも 特に、 自然法に関しては、 Ŏ 自然状

態に限らず人類一般に妥当するものとして構想されることが通常である。

は、我々にとっては既に無謬の導き手ではない」のである。
(ム) 追及となり、「或る人の幸福は他の人の不幸」という事態が生じる、とされている。そこでは「自然の優しき声 完全にそれらが受容されたのはキリスト教世界が確立してからであることを指摘している。更に、(※) 合が生ずると、そこでは結合の目的であった筈の共通幸福の推進よりも、 ところが、 ルソーは 『草稿』において、「人類愛」や人類が皆同胞であるといった観念の発達は比 むしろ当該結合の中での個々人の幸福 或る人間 較的 遅 [の結

また、 ルソーは同じく『草稿』において、「哲学者」が「人類」 それ自体を問題とする中で次の如

る。

理解に関わる行為であり、その理解とは、 私を従わせねばならない理由を私は理解していない。何が正義であるのかを理解することが問題なのではない。 あることに私が如何なる利益を有するかを私に示すことが問題なのである。』実際に、 「我々の自立した人間は言うであろう。『私が参照し得る規則を理解していることを私は認める。 人が同胞に何を要求し得るか、そして同胞が彼に何を要求する権利を有する 各人の中で、 しかし、 般意志は純粋に 正しく の規則に

自らを自分自身から切り離すことができる[即ち、 (les passions) の沈黙の中で理由付けるものであるということを、 極めて客観的である〕人間が何処にいるであろう。」 誰も否定しないであろう。 しか

合に、 めに」 次の瞬間に我々が目撃することは、「我々が仮定したこととは全く反対」 ある」こと、 に集合的な概念しか意味しないということは確か」 余地はないと考えざるを得ない。 の疑念を述べることによって、 るため、一般人が自己の行動規則をこの推論方法で引き出す段階に至ることは決してないのではなかろうか」 そして、「自己の思想をこのように一般化する技術は、人間の理解力の最も困難で、最も発達が遅れた課題であ させることを如何にして要求するかということは、依然として理解されるべきではないのであろうか」とも問 体を自己と同様に眺めるよう自己に強制し得るであろうか」と問い、 遍的なものとはみなされないことになる。 である。 「『人類』という言葉が、それを構成する個々人の間の何らの実体的結合(union réelle)も前提としない、 つまり、 斯かる記述を前にするならば、 ルソーは 構成員を動かすような「普遍的動機」を有すること、 その結果、 法(ここでいう「規則」) そして「自然法とは組織全体の積極的原理 「自己の身体(constitution)との関連が何ら理解されない諸々の義務を自己に課すため、 例えば、 最も基本的であると考えられる「自己保存への配慮」 これらの問いに対する解答が否定的であることを彼は暗示しているのである。 実際に、 ルソーの論理において全ての個人の集合としての「人類」を普遍的存在とする を認識し、 彼は普遍的社会の存在を否定しつつ、次のように述べるのである。 即ち、「仮に自己保存への配慮が自然の第一の戒律である」とした場 理解することは人間にとって必ずしも常に可能なことでは であり、 (le principe actif) 或いは、 仮に、 「人類」 更に 「この共通の感情が人間性 のことである。 「個人的利益が一般意志に自らを服 が である」ことが認められるとしても 「一般的で全員に関 を基礎とする規則すらも、 その全く反対の結果と (humanité) わる目的 種 ĹΊ ح た 粋 全 0

は

「社会の進歩が、

個人的利益を目覚めさせつつ、心の中の人間性を窒息させ」ること、そして「自然法

pendance)において「我々の正しい利益という観点から、理性が我々を共通善へと協力させるということは誤 りである。」「個々人の利益が一般的利益に結び付くどころか、 全ての仮定を無力に」してしまってから、 れはむしろ理性法(Ia loi de raison)と呼ばれるべきであるが)の観念」の発展は、本来の情熱の働きが「それらの 初めて開始されるということである。独立した状態 物事の自然的秩序の中でそれらは排除しあうので

と考えられてきた諸々の要素が否定されていることに求められる。例えば、「神」(乃至は特定の宗教)について、 ソーは次のように論じている。 ルソーの理 「論における自然法の存在を否定する第二の根拠は、 自然法規範を創出し、 或いはそれを知らしめる

(回)となって以来、各人は、自分に対して唯一の善なるものと証明されたもの[啓示]を持ち、そこから調和と平和 らを何も与えなかった者の全てがそれらを知ることを免除されていることになる。それらについての特別な啓示が必要 れるよりも頻繁に虐殺と殺人が発生するのである。」 法は我々にそれを忘れさせる方にずっと適したものであった。仮に、それらが天賦のものでなかったならば、 えることは全く余分な心遣いであったろう。それは既に我々が知っていたことを教えることであり、そこで採られた方 偉大なる存在 [神]と自然法の観念が全ての者の心の中で天賦のものであったならば、この二つを明示的 神がそれ にが生ま に教

な規範の危険性を感じているということである。 この 節から理解されることは、 ルソーが宗教的教義に由来する規範を排斥し、 或いは少なくとも、 そのよう

論者: rationaliste) ソソー は「自然法」をより正しくは 乃至は宗教的契機と同様に重要と思われるのが、「理性」(raison)である。 と捉えるべきか否かについては争いがある。 (⑫) 「理性法」と呼ぶべきであるとする。この主張には、 一方では、 前掲の一節にも触れられている通り、 ルソーを「理性論者」 自然法理論における理

識を増大させ、

技能と理性を発達させ」たと考えられているのである。(図)

論じている。 「我々の正しい の役割の重要性を彼もまた認めていたことが示されているものと思われる。 つまり、ここでは、 利益という観点から、 理性の働きによって人間に共通する規範を導きだすことも、 理性が我々を共通善 へと協力させるということは誤り」(トル) 他方では、これも既に触れた如 であるとル 困難であると Ì

判断しているのである。(55)

存 力の増大を巡るルソーの記述を分析する中で Knutsen が述べている言葉を借りるならば、 彼によれば、 かであろう。 の上昇を意味し、 何 ñ がルソーの本旨であるのかは不明である。 人間の理性とは、 何故ならば、 生成しつつある分業が自然状態を変化させたのと同様、 彼は 天賦・不変のものではなく、発達させられるものとされている。 理性」 が普遍的で各人に同等に与えられているとは考えてい しかし、 少なくとも彼が理性を万能視したのではないことは確 分業は人間を変化させ」、 「協力は ない 協働による生産 からである。 ま 一人間 た相 の知 Ħ. 依

して、 識等々)に対して、実際にはそれらが斯かる機能を果たし得ない旨をルソーは論証している。そしてその結果と^(図) 以上のように、 彼の法理論における自然法の存在自体が疑われることになるのである。 自然法を巡る諸理論を支えてきたと考えられる重要な諸要素 (神の命令・理性・人間 0 共同 意

tence) 全ての ル グリー 自然法の存在を疑わせる第三の根拠として、自然法理論においてとられてきた論証方法の問題性 は彼以前に唱えられてきた自然法理論を総括して、次のように述べる。 動物との区別なく同一の自然法に服させた」のに対して、近代の人間達は「自然法の 性を授けられた唯一 「極めて形而上学的な基礎の上に構築するため」「これらの原則を理解する人は殆どい の動物、 即ち人間に限定」する。 しかし、 近代人による自然法 口门 マの法律家達が の定義は各人各 権能 が挙げられる。 「人間 (compé-[と他

こととなる。 様であり、

近代人による自然法の諸

々の定義は、

永遠に矛盾しあっているが、

「非常に偉大な推論家か深遠な

しかも

な

態

(自然状態) においては、

普遍的秩序を人間が想像することは不可能である。

である。 (60) 形而上学者でなければ、 自然法を理解し、 それに服従することは不可能であるという点でのみ一致」 (図) してい 、るの

我々は市民となってはじめて正しく人間となり始める」のである。つまり、何らの確立された社会秩序もない状態々は市民となってはじめて正しく人間となり始める」のである。つまり、何らの確立された社会秩序もない状 我々は一般社会を我々の個別的社会から構想する。小さな共和国の設立は我々に大きな共和国を想像させる。 像する物事に関する観念(les idées)を我々が引き出すのは、 更にこれに関連して、 推論方法において「常に回帰する」「根本的困難」も指摘されている。 我々の間で設立された社会秩序のみからである。 即ち、 「我々が想

規範以上の何ものをも表わすものではない」のである。これによって、ルソーが社会状態に先行する自然状態に規範以上の何ものをも表わすものではない」のである。これによって、ルソーが社会状態に先行する自然状態に していたことが理解されるのである。 おける自然法の普遍的妥当性、 葉の意味は時代によって変わるということ」であり、「自然法は文明の所与の状態の中で共通に受容された道徳 以上の根拠を併せて考えるならば、結論は次の通りとならざるを得ない。即ち、「真実は、『自然法』という言 更にはその存在自体を疑問視し、或いは少なくともその法規範性については否定

ところが、これとは異なる結論を支持する次のような根拠もまた存在する。

(la loi du plus fort)である」とする記述が問題となる。 という意味にも理解可能な不変の自然法 ルソーは封建制批判を行う際に、それを「自然法の諸原則」に反するものとしている点が挙げられる。(※) ルソーの論述中には、 自然法としての地位を付与し得る特定の規範が存在する。 (la loi de la nature) に関連して「最も侵されざる自然法は最強者の法 とりわけ、

自然法であるとする解釈も可能である。(﨑) 彼の理論に従うならば、 「社会契約」 の有効性を担保する根拠が必要となるのであり、 その根拠こそが 法」としての自然法は

(仮に、

見た個々人の場合と同様に自然法の宗教的契機を考えた場合にも、国家間においてそのようなものは存在し得な

それが存在するとしても)国家によって認識され得ないこととなる。(四)

また、

前節で

(仮に、存在し得るとしても) 機能しないものと考えている。従って、(パ)

法を認識し、理解する能力としての理性を国家が有することが前提となる

いであろう。

つまり、

これらの論拠に立つ限りでは、

国家間関係に自然法は存在しないか、

が、

ルソーは、

国家レベルで理性が

得るのであろうか。これについては、

るを得ない。それでは、国家間関係に限った場合には、自然法の存在についてどのように考えられるのであろうか。(『) において「本来の意味での自然法」はそれ以前の状態 について論じられている。即ち、「推論された自然法」は社会状態において発生するものであり、これとの対比 たらされた規則(「推論された自然法」(le droit naturel raisonné) droit naturel proprement dit) る箇所が存在することである。 以上に見てきたことから、ルソーの理論における自然法の存否を確定的に結論付けることは困難であるといわざ 以上の三点より重要な問題は、 そこでは、 の規則)と、人間が構成する社会の影響の下で、自然・慣習・理性等によっても 人間精神の深奥から直接に由来する規則 ルソー自身が自然法について、その存在を前提として論じてい (自然状態) においても存在すると理解し得るのである。 の規則)という二種類の自然法から生ずる規則 (「本来の意味での自然法」(le

(b) 国家間関係における自然法の存在可能性

うか。 な「理性の光に照らして理解される法規範」として理解するならば、 の定義はルソー自身により与えられていないように思われるが、仮に、 先述のように、ルソーは自然法をより正しくは「理性法」と呼ぶべきであるとしている。この(※) 国家間関係に適用のある「自然法」(「自然国際法」)の存在は、 この疑問に対する否定的結論のために、次のような論拠を提示することは可能である。 ルソーの理論において認められているのであろ 国家間関係においてそのような法は存在し 啓蒙期自然法理論の中で主張されたよう 「理性法」自体

59

仮に存在するとして

展開されている次の論述を紹介したい。

ŧ 及び国家間関係に触れる彼の論述からは、 かしながら、 認識され得ないし、 これらの論拠はルソーの国家間関係に関する論述に基づくものとは言い難い。 機能もしないものとルソーは判断していたと解されることとなるのである。 どのような結論が導出されるのであろうか。 先ず、『財政論』 それでは の中

1/1 個別的構成員となるのである。」 にとっては個別意志となり、その個別意志は自然法の中に正義の準則を有する。」そして、「世界という偉大な都 構成員に対しては一般意志であるが、 「政治体とは、 (la grande ville du monde) 法の淵源であり、 意思を有する倫理的存在であり、その一般意志は常に全体及び個々の構成部分の生存と福祉 また、 当該国家の構成員にとっては正義と不正義の準則である。」(『) は政治体となり、 他の国家及びそれらの構成員に対してはもはや一般意志ではなく、 その中で自然法は常に一般意志であり、 様々な国家及び人民は 「国家の意思は、 それら に向

従って、 共に、他国家(及びそれらの構成員)との関係における「正義の準則」は自然法の中に存在するとされている。 を与えられていることから、 (その一部は既に引用したが)も注目に値する。 (しかも、その自然法は諸々の政治体 ここでは、(既に本稿で確認した事柄である)「一般意志」が国家や国内法の構成原理であることが述べられると また、『不平等起源論』の中で、 国家間関係においては、 国家間関係においても「法」が発生する契機が存在していることになる点は重要である。) 自然法は「正義の準則」として、その存在を否定されることはないことになる。 ルソーが社会における法律の起源を論じた後に、次のように述べている箇所 (国家) によって構成される一つの政治体にとって「常に一般意志」としての地位(四)

「市民法がこうして市民に共通の規則となったため、 自然法は相異なる社会の間でのみ妥当するものとなり、

国家

いのボー・・・・・・(ffi)、souverain)に倣って全人類を彼らの好意の中へ包み込むような、若干の偉大なコスモポリタンの精神の中にしか、souverain)に倣って全人類を彼らの好意の中へ包み込むような、若干の偉大なコスモポリタンの精神の中にしか、 てしまい、 はや存在しなくなったのである。」 れた。その自然的憐憫の情は、 交流を可能とし、また自然的憐憫の情を補完するために、 今では諸々の人民を分ける想像上の境界を越えるような、 人と人の関係において有していた力の殆ど一切を、社会と社会との関係においては失っ 国際法の名の下で自然法が若干の黙示的合意を通じて緩和さ またかれ らを創造した至高 の存在 (l'Etre

喪失 在することが示されている点である。 この一節では、 (国家) (言わば、 間 . の 人間性の堕落)が強調されているように思われる。しかし、むしろ注意すべきは、 「交流」のための規範として自然法が妥当し、更には「緩和された自然法」としての国際法が存 社会 (国家) に組み込まれた個人や人類全体にとっての自然法の消滅と「自然的憐憫(㎡) その後にも社 情 の

準則」 実定国際法の存在については、 以上のような論述を追うならば、国家間関係において自然法は存在し、 ゆ 「一般意志」としての機能を与えられていることになるのである。それでは、 ルソーはどのような認識を示しているのであろうか。 またそれは諸国家にとっての 自然国際法とは異なる 「正義

四 「実定国際法」への直接的言及:国際法の存在は否定されるのか

そこから導き出し得る彼の「国際法」の観念について検討することとする。 本節では、 ルソーの著作中で「条約」や 「国際法」(「実定国際法」) が直接的に言及されている箇所を抽出

で彼がコルシカ人に対して外交の基本原則を説く箇所で次のように現われている。 、ソーが国際法に対して抱く印象が端的に示されていると思われる記述の一つが、 コ ル シカ憲法草案』 0 中

ソーは、「[コルシカが] 第一に為すべきことは、

61

可能な限りの安定(consistance)を自らに与えること」で

「自国のみを頼りにせよ」と命ずることになるのである。(旣)

盟・条約・紳士協定 あるとする。 を弱者に結合することは断じてない」ことも指摘する。その結果、彼はコルシカに対して「交渉は列強に任せ」、 そして、「他者に依存し、 (la foi des hommes)といったものの全ては弱者を強者に結合させ得るのみであって、 また自己の資源を持たない者は自由ではあり得ない」こと、 更には 強者 同

純 的」であり、 れば、 ならば、「それら諸国は、 とが必要であるとする。更に、「キリスト教諸国との間でそれらは何の役にも立たない」と彼は断言する。 ない」こと、「他国の宮廷へ派遣する大使や公使のために破産しない」こと、「同盟及び条約を頼みとしない」こ 得られるかもしれないことを認める。しかし、それ以外の通常の状況においては「無駄な交渉で自分を疲れさせ 遂行している間にポーランドが自国の目的の実現に向けて努力することを勧める中で次のような議論を展開する。 と判断されるであろう。 している。斯かる思考のもとでは、(⒀) ここでルソーは、 はむしろトルコのスルタンの方が条約をよりよく遵守するとみなしている。「トルコ宮廷の利 ルソーは先ず、 であり、 履行するであろう」し、「その破棄が利益に適うと理解すれば、 「自己の義務を履行し、条約を尊重する」からである。 (部) キリスト教諸国に比して、 露土戦争という特別な状況においては、安全保障及びその後の通商といった利益が条約により 同盟や条約は不平等を固定するだけのものであって、 実際にルソーは、『ポーランド統治論』の結論部分において、ロシアが対トルコ戦争を 自国の利益 [となる関係] 外交やその結果としての条約に一国の運命を委ねることは極めて危険な行為 トルコは「啓蒙や繊細という点では劣るが、 以外の関係を認め」ず、「約束の履行が利益に適うと理 破棄する」からである。この点で、 条約が大国のための道具であるとみな 般により正 益 は明白且 直且 つ常識 何故 一つ単 ソ す

は 以上の如く、 抽象的概念としての「国際法」とは必ずしも結び付かないのではないかとの疑問を提示し得る。だが、条約 ルソーは条約の有する便宜的性格を繰り返し指摘している。 ここで我々は、 彼が考える「条約」

ば、

自然状態にある国家間関係における一便法と捉えているようである。 と同様の 「国際法の道具性」 は、『戦争状態』 においても触れられており、(※) そして、 ルソーは、 次の一 節に表わされている 条約も国際法一 般も共に、

法

自体に関する彼の観念はより一層否定的である。

過ぎない。」 (ISE) は(Utilité) (chimères) でしかないことは確かである。自然法は少なくとも各人の心に語りかける。 国際法と通常呼ばれているものに関しては、 以外の保証を有さず、 国際法の決定はそれらの者の利益が合致する場合にのみ尊重されるに それが制裁を欠き、その法規(lois) それに対して、 が自然法よりも脆 国際法はそれ 弱な妄想

法は言わば 存在するとして)しか有さず、法としては自然法よりも非現実的なものであると考えている。このように、 れるという功利主義的観点から論じられている。 ここでは、 国際法に法的性格が認められる可能性は限り無く零に近いと言ってよいであろう。(※) 「自然法以下の存在」とみなされているようである。これに条約の道具性や便宜的性格を考え合せれ 国際法の実効性の有無は、 それが個別の国家により自己の利益となると判断されるか否かに左右さ しかもルソーは、 国際法を自然法に劣る拘束力(仮に、 それ 玉 際 が

上の言及は国際法の性格を論ずるものではあっても、 際法への言及(そして批判) としない国家意思 かしなが 節で確 認したように、 先に触れたスルタンによる条約遵守という状況を勘案すれば、 (の堕落) ルソーは、 が国際法自体に内在する問題点に向けられているのか、 に向けられているのかは、 国家間関係における自然法 その存在自体を否定するものではない点である。 必ずしも明白ではない。 (自然国際法) しか 以上に挙げたルソーの条約や国 の存在を認め、 ŧ 或いは国際法を遵守しよう より重要なことは、 か ₺ そ n 以 に

(更には、 「正義の準則」)としての役割を与えている。 彼の法理論によれば、 法は 般意志」 に

国家間関係において自然法が「一般意志」

の役割を果たすのであれば、

国際法、

礎付けられるものであるから、

が「自然法以下の存在」とされようと、実定国際法自体の存在は否定されないのである。 自己の存在根拠を与えられることになる。たとえ、「緩和された自然法」としての国際法であろうと、 またそれ

て、 根拠付けられることによって、ルソーは次章で見るような「欧州国際法」の展望を持ち得たと解されるのである。 ルソーが後者については否定的判断を下していたこともほぼ間違いない。それでも、 実定国際法が存在するということと、現実にそれが法として機能することとは別個の問題である。 理論的に実定国際法が

- 108 ることである」(PW(CS), II, p. 28.) とまで、彼は断言するのである。 そうであるからこそ、「自由を放棄することは、人間としての資格を、人間の権利を、そして人間の義務をも放棄す PW(CS), II, p. 36. また、それに止まらず、ルソーにとって自由は人間として生きることの絶対的条件である。
- 109 と呼」び、「あらゆる正当な政府は共和的である」とする。 $PW(CS),\ II,\ p.\ 50.$ しかも、ルソーは「如何なる統治形態の下であっても、法により支配される全ての国家を共和国(République)
- (≦) PW(CS), II, p. 49.
- る] 制裁(sanction)」であるとされる。Ibid PW(CS), II, p. 63. もっとも、刑法は「法の特別な種類というよりも、 むしろ、 他の全ての法の [裏付けとな
- 113 PW(CS), II, pp.63-64. ルソーはこれらの中から「国制法」のみを考察の対象とするとしてい PW(CS), II, p. 50. 尚、次の箇所でも法に関する議論が展開されている。PW(EP), I, pp. 244-248
- 「社会的紐帯」については、『草稿』第一巻第五章(PW(CS, 1e ver.), I, p. 462 et seq.)において「社会的紐帯
- Nakagawa, "Le législateur chez Rousseau et Diderot"; in R. Pomeau et al. (éd.), Jean-Jacques Rousseau, に関する誤った観念」という表題の下で議論が展開されている。 *Politique et Nation* (Paris, 2001), pp. 109-115.また、Kain は、「一般意志」が具現化されるものとしての法の正し あろうか。ルソーの構想する「立法者」については、次の文献を見よ。Morgenstern, *op. cit.*, pp.164-169: H. PW(EP), I, p. 245. しかし、この「奇跡」を生み出す「法」を定立する者(立法者)は、 現実に存在するので

さが常に担保されるための機関として、「立法者」が重要な役割を担うとする。See, Kain, *op. cit.*, pp. 329-331.

- E. Cassirer, Rousseau, Kant and Goethe (Princeton, 1970), pp. 30-31
- 117 ついて」PW(CS), II, pp. 48-51.)においては、全ての議論が国内法のみについて為されている。 実際に、『社会契約論』においてルソーが「法」に関して最も集中的な議論を展開している第二巻第六章
- ものと解される。 Realpolitik", Millennium: Journal of International Studies vol. 18 (1989), pp. 189-190.)、後二者の意味を含む くとも歴史的経験ではなく、あくまでも哲学的思弁の産物であり(M.C. Williams, lity"; in *idem, Essays in the History of Ideas* (Baltimore, 1948), pp. 14-15. ルソーが主張する自然状態は′ 意味における自然状態である。A.O. Lovejoy, "The Supposed Primitivism of Rousseau's Discourse on Inequa 「自然状態」という言葉が少なくとも三つの意味を有し得る点は注意すべきものと思われる。 いかなる統治権力にも服さない状態という政治理論上の自然状態、学問や芸術が未発達であるとの文化的 "Rousseau, 即ち、 Kealism 歴史上の原
- (\(\mathbb{H}\)) PW(CS), II, p. 29.
- 120 Derathé は、 Rousseau et la science politique, pp. 133-134 それ以後のルソーの論理展開を決定する根本的観念としてこの自然状態観を重視している。
- 121 オ・シュトラウス(塚崎智・石崎嘉彦(訳))『自然権と歴史』(昭和堂、一九八八年)) の点については、次の文献を見よ。L. Strauss, Natural Right and History (Chicago, 1953), pp. 282-284. (レ 37.)それでも、原初的自然状態においては、自己保存への衝動は「憐憫」(pitié)によって緩和されるのである。 状態礼賛」的であるとされてきたことが誤りであるとの指摘について、次の文献を見よ。Lovejoy, *op. cit.*, pp. 14-れており、そこでは必ずしも人間が単純に「平和愛好的」とされているのではない。(同書においてルソーが「自然 PW(DO), I, p. 144: PW(EG), I, pp. 293-294. 但し、『不平等起源論』では自然状態について詳細な論述

- の点に触れる文献は多いが、差し当たり次の文献を見よ。Cranston, The Noble Savage, pp. 304-305. け、人々を教唆して相互にあらゆる悪を行わせるとともに、名誉の真の源泉ともなる。PW(DO), I, p. 217. 尚、こ 然状態では存在せず、社会の中で生ずる相対的・人為的感情であり、各人を他の誰よりも自分を尊重するようにしむ
- ホッブズはこの言葉の意味を、『リヴァイアサン』(第一部第一三章)において説明している。尚、本稿執筆に際
- 〈⑵) 自然状態を巡るルソーのホッブズ批判は、『戦争状態』(PW(EG), I, pp. 305-306)において展開されている。 また、ホッブズとの関連を含め、ルソーの自然状態観念については、次の文献を見よ。Strauss, *op. cit.*, pp. 252-(Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill (1651)) りある。 して参照した『リヴァイアサン』は、T. Hobbes, (Sir William Molesworth (ed.)), *The English Works of Thomas of Malmesbury*, 11 vols (London, 1839-45)の中の第八巻(London, 1839)に含まれる一六五一年版
- 、থ)) この点について、Plattner は次のような説明を加えている。ホッブズもルソーも、自然状態における人間 tion of the Discourse on Inequality (Dekalb, III., 1979), pp. 127-132 ことの必要性も見出さないであろう。そこで、そのような必要性を認識するようになるために、原始的状態からの 「偶発的な離脱」が求められることになるのである。M.C. Plattner, Rousseau's State of Nature: An Interpreta 然人)を自由であるとしたが、ホッブズがそれを合理的判断で自己の利益の実現を図るものとするのに対して、 - は自然状態において自然法が認識されないと考えたのである。)しかし、そのままでは人間は社会状態を創設する - は自己の利益を認識しないほど無知であると捉えたのである。 (そうであるからこそ、次節で触れるように、
- 室) PW(DO), I, pp. 181-182.
- Ramel et Joubert, op. cit, p. 27 PW(DO), I, p.182. ルソーの理論において国家間の関係が自然状態にあることについては、次の文献も見よ。
- (≦) PW(DO), I, p. 182
- 23) PW(EG), I, p. 297
- その際、「嫉妬心」(jalousie)が個人間のみならず、国家間関係においても影響を及ぼすものとルソーは考えて

méconnus (Paris, 1989), pp. 22-28 いるようである。この点については次の文献を見よ。O. Krafft, *La politiquè de Jean-Jacques Rousseau: Aspect*s

- (≦) Carter, op. cit., p. 94
- (☲) PW(EG), I, p. 304
- (證) PW(CG), II, pp. 510-511.
- (33) PW(EG), I, p. 298.
- うのである、と。(但し、ここではそれゆえにこそ法による力の制御乃至指導が必要であるとされている。) PW の名のもとで、外国人に対しては国家理性の名のもとで語られる唯一の力が」それらの者から抵抗の権限や意思を奪 (EG), I, p. 304 つ、「国家理性」に関して次のような言及が為されている。「君主の絶対的独立の観念において、市民に対しては法律 『戦争状態』においては、「社会秩序の完全性は力と法の協力(le concours)に存している」との前提に立ちつ
- 135 vol. 53 (1967), p. 161 kins, "Rousseau on History, Liberty and National Survival", Studies on Voltaire and the Eighteenth Century Perkins は明確に、 ルソーは国際政治に「一般意志」の観念は適用されないとした、 としている。M.L.
- (蓋) PW(EG), I, p. 304.
- 137 1785), p. 34. cit., Préliminair, §§ 1-2 et 12: G.F. Martens, Primae Lineae Iuris Gentium Europaearum Practici (Gottingae, の関係において自然法の存在を構想するという論理構造を有するものが見られる。 実際に、一八世紀の国際法学の著作では、「倫理的人格」としての諸国家が自然状態にあることから、諸国家間 次の文献を見よ。Vattel,
- これまでそのように訳出している。しかし、Le Nouveau Petit Robert (Paris, 1993) によれば、 ないものと判断し、「交流」とした。 義の語である「交流」の意味でも使用されていたようである。そのため、ここでの訳語は「通商」に限定する必要は PW(DO), I, p. 182. 尚、"commerce" の訳語には、 現代語としては「通商」が一般的であり、本稿におい 歴史的にはより広 ても

- 139 g., PW(DO), I, p. 182.) を用いることもあるが、主として'la loi naturelle'を用いている。 ルソーは「自然法」について"le droit naturel" (e.g., PW(Frag), I, pp. 322-324.) や"la loi de nature" (e
- (₤) PW(DO), I, p. 159.
- 141 PW(DO), I, p. 160 但し、「憐憫」(pitié)については、 自然状態における人間の唯一の徳(vertu)としてルソーは認
- そこに妥当する規範という意味で、「自然状態においても妥当する法としての自然法」という理解に立つ。 によって与えられている点が挙げられよう。ここでは、そのコロラリーとして社会状態発生以前においても存在し、 り)論者により相異が存在するが、共通的理解としては、その規範内容が人為を超越した存在(自然・神・理性等) 「自然法」の定義については(後に触れるように、ルソー自身も指摘している(PW(DO), I, pp.136-137.)通
- 両者は必ずしも対立するものではない。また、例えば、ホッブズは、法の区分について論ずる中で、「自然法」と 理的には、或る具体的規範が自然法の内容を表示すると同時に実定法の内容を表示することはあり得るのであって、 者が対立的な概念で捉えられる傾向にあるように思われるが、それは論理的にも歴史的にも必ずしも正しくない。論 ける『実証主義的』著作の検討を中心として−」『世界法年報』第二二号(二○○三年)五−八頁を見よ。) も必ずしも正しくはないのである。(以上については、 た存在」によって与えられる規範として自然法のみを構想し、自然法と実定法を対立的に理解することは、歴史的に (Devine positive law) を挙げている。(Hobbes, *op. cit.*, Part II, Chap., 26) つまり、上に述べた「人為を超越し 「実定法」を区別した上で、後者に属するものとして「実定人定法」(human positive law)のみならず「実定神法」 尚、この点について更に付言しておきたいことは、「自然法」と「実定法」の区別を巡る問題である。現在では両 ルソーの記述に即して論ずるため、本稿では自然法を「人為を超越した存在」によって定立される法規 拙稿「国際法学における実証主義の史的系譜-一八世紀にお
- 範として扱うこととする。 『戦争状態』では「社会状態、そこでは全市民の生命が主権者の権能の中にあり、 自己の生命も他人の生命
- 状態」については更に『社会契約論』第一編第八章も見よ。 にする権利を何者も持たず、私人間ではもはや戦争状態は発生しない」とされている。 (PW(EG), I, p. 295.) 「社会

- (<u>4</u>) PW(CS, 1e ver.), I, p. 453.
- (型) PW(CS, 1e ver.), I, p. 448
- (46) PW(CS, 1e ver.), I, p. 452
- (室) PW(CS, 1e ver.), I, p. 452
- (\(\mathbb{E}\)) PW(CS, 1e ver.), I, p. 452
- (至) PW(CS, 1e ver.), I, p. 449. (五) PW(CS, 1e ver.), I, p. 450.
- (国) PW(CS, 1e ver.), I, p. 451.
- <u>152</u> スキューからレッシングへ』(行人社、一九八七年)) Montesquieu à Lessing (Paris, 1946)(ポール・アザール(小笠原・小野他訳)『十八世紀ヨーロッパ思想:モンテ 合理主義」の流れからルソーを排除する考えもある。P. Hazard, La Pensée européenne au XVIIIe siècle, de のである。)Derathé, *Le rationalisme"*, pp. 176-177. しかし、例えば、Hazard の如く、「(フィロゾーフ的)啓蒙 (hereafter referred to as "Le rationalisme")) が極めて有益である。Derathé自身は、ルソーを相対主義に立つ **「理性論者」(合理論者)とする。(この「相対主義」の意味は、理性の限界を承認した上での理性論であるというも** この問題については、Derathéの研究(R. Derathé, Le rationalisme de J. -J. Rousseau (Paris, 1948)
- (53) PW(CS, 1e ver.), I, p. 449
- (国) PW(CS, 1e ver.), I, p. 450.
- 155 議論については、更に次の文献を見よ。Derathé, Le rationalisme, pp. 84-96 他の法学者(jurisconsultes)による自然法概念の批判を含めて、ルソーの自然法論における「理性」 に関する
- (56) PW(DO), I, p. 158-159.
- 157 (1994), pp. 248-249 T.L. Knutsen, "Re-reading Rousseau in the Post-Cold War World", Journal of Peace Research, vol. 31
- 158 ルソーにとっては「道徳心」も自然的なものではなく、 人間がそれを創造しなければならないのである。

Α

Philosophy (3rd ed., Chicago, 1987), p. 567 Bloom, "Jean-Jacques Rousseau 1712-1778"; in L. Strauss and J. Cropsey (eds.), History of Political

- いため、 PW(DO), I, pp. 136-137. それでも自然法を理解しようとするならば、 ルソーはそのような人間の探究に向かうのである。 自然状態における人間を理解する他 はなな
- 〔60〕 また、先に触れたように、自分の持つ思想・観念を「一般化する技術は、人間の理解力の最も困難で、最も発達 ている。 引き出す段階に至ることは決してないのではなかろうか」(PW(CS, 1e ver.), I, p. 452.) との疑念をもルソーは抱い が遅れた課題(exercices)である」ため、「一般人が自己の行動規則を」そのような技術を必要とする「推論方法で
- <u>161</u> PW(CS, 1e ver.), I, pp. 452-453
- 163 162 PW(CS), II, p. 29. この問題については、 PW, I, p. 17
- 164 PW(CG), II, p. 486

後述第五章一で再度触れる。

- 165 Haymann, op. cit., pp. 74-75
- 166 PW(CS, 1e ver.), I, p. 494
- 167 見よ。 pp. 411-423. 更に、彼のルソー解釈については、西嶋法友『ルソーにおける人間と国家』(成文堂、一九九九年)を chez J. -J. Rousseau"; in R. Pomeau et al. (ed.), Jean-Jacques Rousseau, Politique et Nation (Paris, 2001), P. Simons, "The Emergence of the Idea of the Individualized State in the International Legal System", Journal of the History of International Law, vol. 5 (2003), pp. 308-309. 尚、西嶋は「ルソー独自の自然法主義 スやロックのような)見解とは全く異なるものであり、彼の自然法論の重要な特色を示していると思われる。 (le jusnaturalisme propre à Rousseau)として説明する。N. Nishijima, "Droit naturel, le guide de la politique この箇所における自然法を巡るルソーの議論は、社会に先行して道徳的規範秩序が存在するとする(グロティウ
- ルソーが自然法の存在を肯定したのか否定したのかという点については、 彼の執筆意図からすれば、 実はさほど

理論を(その不存在の証明も含めて)提示しようとしたのではないとするべきであろう。 ment (Cambridge U. P., 2000).) そうであるとするならば、この問題についてはルソーが積極的に何らかの自然法 neades, and Hobbes", Grotiana (NS), vol. 4 (1983), pp. 43-62: Idem, "The 'Modern' Theory of Natural 重要ではないと解することも可能である。 とルソーの関係を含めて、Tuck のこの文献、並びに、次の文献は示唆に富むものである。R. Tuck, "Grotius, Car-た多様な、 1987), pp. 99-119. 更に、 Law"; in A. Pagden (ed.), The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe (Cambridge, U. P., (この点については次の文献も同旨である。R. Tuck, *Natural Rights Theories: Their Origin and Development* (Cambridge U. P., 1979), pp.175-176. 尚、近代自然法理論を扱う文献は多数存在するが、とりわけグロティウス しかし、結局のところグロティウスが代表するような「近代自然法」に対する批判であったのではないか。 次の文献も見よ。T.J. Hochstrasser, Natural Law Theories in the Early Enlighten-彼は随所でグロティウスを批判しているが、彼の意図はそれまでに存在し

(70) 前述第三章口を見よ。

前述第三章(三a)及び PW(CS, 1e ver.), I, p. 449 を見よ。

169

- [7] る場合には、自然法(ルソーにとっての「理性法」)としての「国際法」は(それが仮に存在するとしても)結果的 性の理念』(みすず書房、一九六○年)))との見方が、現実政治の場において真実であるならば、 Geschichte (4. Aufl., München, 1976), S. 246. (F・マイネッケ(菊盛英夫・生松敬三訳)『近代史における国家理 家理性が相互に自然的に競合し、相争っており、「国際法は国家理性の支配を制限し、可能な限りそれに法的性格を 付与しようとする」が、「国家理性はこれに抵抗して、極めて頻繁に自らの利己的な諸目的の手段として法を活用、 むしろ濫用する」(F. Meinecke (Herausgegeben von W. Hofer), Die Idee der Staatsräson in der neueren また仮に、「国家理性」が有効に (理性的に) 機能するとしても、マイネッケが説いているような、 国家理性が機能 国際法と
- (≦) PW(EP), I, pp. 241-242

に法として機能しないとも言えよう。

- (\(\mathbb{E}\)) PW(\(\mathbb{E}\)P), I, p. 242.
- 174 先の引用文中にもある通り、 諸々の政治体 (国家) により構成される新たな政治体を、 ルソーは 一世界という偉

如何なる関係にあるかが問題となり得ることである。尚、ヴォルフの国際法理論、 観と矛盾すること、他は、この観念がヴォルフ(Ch. Wolff)が構想した「世界国家」(civitas maxima)の観念と なくとも次の二点は指摘しておきたい。一つは、このような観念は先述(第三章口)したルソーの悲観的な国際関係 大な都市」(la grande ville du monde)と呼んでいる。これが如何なる存在であるのかは説明されていない とりわけ「世界国家」論に関して

- 〈跖) PW(DO), I, p. 182. 前述第三章(1)を見よ。(は、柳原正治『ヴォルフの国際法理論』(有斐閣、一九九八年)を見よ。
- (16) 従って、それ以前には自然法は諸個人間に存在していたことになる。
- (17) PW(PC), II, p. 308.
- 178Fidler, op. cit., p. lii. の一局面を構成する平和的国際政治は、他の手段をもってする戦争の継続でしかない」のである。Hoffmann 「平和条約は策略以外の何物でもなく、 また承認や外国との通商の規制も外交上の武器となり得」、 「国際法がそ
- (型) PW(CG), II, p. 510.
- PW(CG), II, p. 510. しかも、 既述の如く、 ル ソーは 「国家理性」 が機能するとは考えていない。
- (፷) PW(CG), II, p. 511.
- (≅) PW(EG), I, p. 299.
- (≅) PW(EG), I, pp. 304-305.
- struction de la paix, ou la travail de Sisyphe (Paris, 1994), p. 171. また、次の文献もこの見解に賛同している。 見逃しているものと思われる。 永続するとする一般論にのみ着目し、 Ramel et Joubert, *op. cit.*, p. 180. しかしながら、これらの見解は、国家間関係において戦争が固有のものであり、 規律することを目指す国際法の地平には、諸人民の幸福は決して存在しないであろう。」S. Goyard-Fabre, $\it La~con$ Goyard-Fabre は、次のように述べる。「ルソーの政治的及び法的絶望は巨大である。国民国家の平和的共存を 後述するようなルソーが欧州に例外を見出しているとする本稿における視点を